千葉工業大学同窓会山梨県支部規約

(名称及び目的)

第一条 本会は「千葉工業大学同窓会山梨県支部」と称し、会員相互の親睦を図り、併せて 母校の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第二条 本会の会員は千葉工業大学を卒業し、山梨県に在住し、且つ本会に入会を希望する 者及び幹事会が認める者をもって組織する。

(役 員)

第三条本会を円滑に運営するために次の役員を置く。

顧問数名支部長1名副支部長3名幹事数名会計監査2名会計監査2名任期は2年とする。

(総 会)

第四条 本会の総会は年に1回以上支部長が招集する。但し、総会は出席会員の過半数を もって成立するものとする。

(幹事会)

第五条 本会の幹事会は役員をもって構成する。

(事務局)

第六条 本会の事務局は、事務局長宅に置くものとする。

(会 費)

第七条 本会の経費は、入会金(1,000円)、会費(年2,000円)、寄附金その他をもって当て、必要に応じて徴収するものとする。

(会計年度)

第八条 本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、幹事会及び総会の承認を得て、支部長が定める。

(附 則)

第十条 この規則は平成元年4月1日制定し施行する。

平成4年9月1日第八条一部改定。

平成6年9月4日第二条、第四条、第七条及び第八条一部改定。

平成22年9月5日第六条一部改定。